

財務諸表に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有価固定資産

ア 平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価格を取得価格の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価格（1円）まで償却する。

イ 平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価格を取得価格の0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価格から備忘価格（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②無形固定資産

残存価格を0円とした定額法

(2) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、当会計年度までに負担すべき額を見積もり計上する。

3. 重要な会計方針の変更

当会計年度から、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日 厚生労働省雇用金等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）に基づき処理を行っている。

4. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度（確定給付制度）に加入し、退職手当の額は当法人役職員給与及び旅費規程による。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(3) 拠点区分別財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①本部拠点

- ・法人運営事業
- ・共同募金配分金事業
- ・居宅介護等事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・心配ごと相談事業
- ・地域福祉推進事業

- ・放課後児童健全育成事業
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・ボランティア活動事業
- ・生活困窮者自立支援事業
- ②シルバー人材センター事業拠点
 - ・シルバー人材センター事業
- ③善意銀行事業拠点
 - ・善意銀行事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保にされている資産は以下のとおりである。
該当なし

担保にされている債務の種類および金額は資産は以下のとおりである。
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	7,856,095	0	7,856,095
器具及び備品	2,053,850	0	2,053,850
ソフトウェア	1,671,540	0	1,671,540
合 計	11,581,485	0	11,581,485

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
該当なし

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし